

正 誤

件名 発行日 号数
昭和四十一年三月二十五日付け鳥取県訓令第
二号中訂正 八三、七二三
昭和四十一年三月十五日付け鳥取県告示第百
二十七号中訂正 二二三、七二七

受村

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日にか
つたときは、そ
の翌日)

規 則

目 次

- 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 収入証紙の小売りさばき人の指定
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 結核予防法による医療機関の指定
- 解除予定の保安林にする旨の通知
- 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- 土地の用途廃止

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年三月四日

鳥取県知事 石 橋 二 朗

鳥取県規則第八号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「農産加工所」を「食品加工研究所」に改める。

第四章第五節中「第五款 農産加工所」を「第五款 食品加工研究所」に改める。

第一百八条中「農産加工所」を「食品加工研究所」に、「鳥取県農産加工所」を「鳥取県食品加工研究所」に改める。

第一百九条を次のように改める。

(分掌事務)

第一百九条 食品加工研究所は、農産物及び水産物に関する食品加工の試験研究及び技術指導の事務を分掌する。

第一百二十条中「農産加工所」を「食品加工研究所」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十一年四月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年三月四日

鳥取県知事 石 橋 二 朗

鳥取県規則第九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。
第十七条第二項中「倉吉市」を「倉吉市及び東伯耆町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第九十二号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五号第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年三月四日
鳥取県知事 石 破 二 朗
指定年月日 指定番号 住 所 氏 名 売りさばき場所
昭四一、三、三四二 鳥取市東品治町二 伊藤政之助 鳥取市東品治町二四一、二、三四二 六

鳥取県告示第九十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年三月四日
鳥取県知事 石 破 二 朗
辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地
昭和四十年十二月二十七日 野島病院 倉吉市瀬崎町二七一四の一

鳥取県告示第九十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年三月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所在地 開設者
昭和四十年 医療法人十字会 倉吉市瀬崎町二七一四の 野島政之助
二月二十八日 野島病院 一

鳥取県告示第九十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年三月四日
鳥取県知事 石 破 二 朗
一 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市余戸谷町字芸才寺三五八四一三
二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
三 解除の理由
道路敷地とするため

鳥取県告示第九十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ひな白痢検査、ニューカッスル病予防注射、気腫菌予防注射及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第六十六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して、検査、注射又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十一年三月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ひな白痢、ニューカッスル病及び気腫菌予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 結核病検査及びブルセラ病検査
搾乳の用に供し、又は供する目的で、飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 2 肝てつ検査、気腫菌予防注射及び肝てつ駆除のための投薬
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 - 3 ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射
種鶏及びこれらの鶏と同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、注射及び投薬の方法
 - 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
 - 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
 - 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
 - 4 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応
 - 5 気腫菌予防注射 気腫菌予防液皮下注射
 - 6 ニューカッスル病予防注射 ニューカッスル病予防液皮下注射
 - 7 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

実施期	次	実施区域	実施場所
三月十日	三月十二日	名和町	豊成、木竹検査場
三月十一日	三月十四日	上坪、下坪	
三月十二日	三月十五日	名和、旧奈和	
三月十四日	三月十六日	淀江町	大和、佐陀
三月十五日	三月十七日	大山町	所子家畜保健衛生所
三月十六日	三月十八日	野田、唐王検査場	
三月十七日	三月十八日	稲吉、富家	
三月十八日	三月十七日	赤松	
三月十九日	三月十八日	羽田井、東横、樋口	
三月二十日	三月十九日	中尾、殿河内、高橋、松河原	
三月二十一日	三月二十日	那賀町	那賀
三月二十二日	三月二十一日	河原町	袋河原
三月二十三日	三月二十二日	船岡町	家畜市場
三月二十四日	三月二十三日	智頭町	
三月二十五日	三月二十四日	佐治村	加瀬木検査場
三月二十六日	三月二十五日	用藤町	別府
三月二十七日	三月二十六日	若狭町	家畜市場
三月二十八日	三月二十七日	八束町	安東検査場

三月	十日	日南町	上石見、野田橋診療場	実施期日	実施区域	実 施 場 所
"	十一日	"	宗金、立岩	"	"	"
"	十二日	"	谷川、鉄穴内	"	"	"
"	十四日	"	上花口、大原	"	"	"
四月	一日	"	鳥取市 明治	"	"	"
"	二日	"	大正	"	"	"
"	三日	"	青谷町 中郷、青谷	"	"	"
"	四日	"	日置谷	"	"	"
"	五日	"	鹿野町 勝谷	"	"	"
"	六日	"	鹿野	"	"	"
"	七日	"	小鷺河	"	"	"
"	八日	"	鹿野	"	"	"
"	九日	"	鹿野	"	"	"
"	十日	"	鹿野	"	"	"
"	十一日	"	鹿野	"	"	"
"	十二日	"	鹿野	"	"	"
"	十三日	"	鹿野	"	"	"
"	十四日	"	鹿野	"	"	"
"	十五日	"	鹿野	"	"	"
"	十六日	"	鹿野	"	"	"
"	十七日	"	鹿野	"	"	"
"	十八日	"	鹿野	"	"	"
"	十九日	"	鹿野	"	"	"
"	二十日	"	鹿野	"	"	"
"	二十一日	"	鹿野	"	"	"
"	二十二日	"	鹿野	"	"	"
"	二十三日	"	鹿野	"	"	"
"	二十四日	"	鹿野	"	"	"
"	二十五日	"	鹿野	"	"	"
"	二十六日	"	鹿野	"	"	"
"	二十七日	"	鹿野	"	"	"
"	二十八日	"	鹿野	"	"	"
"	二十九日	"	鹿野	"	"	"
"	三十日	"	鹿野	"	"	"
"	三十一日	"	鹿野	"	"	"

"	十日	"	東伯町 上法万、法万	"	"	"
"	十一日	"	岩船、岩本谷	"	"	"
"	十二日	"	浦安診療所、浦安家畜市場	"	"	"
"	十三日	"	二軒屋診療場	"	"	"
"	十四日	"	田越、笠見	"	"	"
"	十五日	"	高岡、金岸	"	"	"
"	十六日	"	光、尾張	"	"	"
"	十七日	"	別所、赤崎、松ヶ谷	"	"	"
"	十八日	"	坂ノ上、鹿津	"	"	"
"	十九日	"	八幡、向原	"	"	"
"	二十日	"	豊成、小竹、上坪、下坪、庄内、東高田、大原	"	"	"
"	二十一日	"	名和町	"	"	"
"	二十二日	"	大山町 高麗、長田	"	"	"
"	二十三日	"	河上、矢戸、三栄	"	"	"
"	二十四日	"	白谷、福塚	"	"	"
"	二十五日	"	神戸上、上石見、宗金	"	"	"
"	二十六日	"	上菅、下菅、濁谷、舟場	"	"	"
"	二十七日	"	溝口町 二部	"	"	"
"	二十八日	"	江府町 美用、下蚊屋、宮市	"	"	"
"	二十九日	"	溝口町 宮原、中祖、宇代、谷川、大坂、大成、富江	"	"	"
"	三十日	"	江府町 江尾、俣野、下安井	"	"	"
"	三十一日	"	吉原、袋原、大河原	"	"	"
"	四月	"	金屋谷、岩立、大平原	"	"	"

"	十日	"	下花口、東の原	"	"	"
"	十一日	"	山根	"	"	"
"	十二日	"	上坂	"	"	"
"	十三日	"	豊栄、井原	"	"	"
"	十四日	"	中野、福塚	"	"	"
"	十五日	"	白谷、神戸	"	"	"
"	十六日	"	無坂、元庄原	"	"	"
"	十七日	"	洞、市場	"	"	"
"	十八日	"	豊成、小竹、上坪、下坪、庄内、東高田、大原	"	"	"
"	十九日	"	名和町	"	"	"
"	二十日	"	旧奈和	"	"	"
"	二十一日	"	高麗、長田	"	"	"
"	二十二日	"	溝口、長山	"	"	"
"	二十三日	"	宇代、中祖、古市	"	"	"
"	二十四日	"	谷川、宮原、根雨原	"	"	"
"	二十五日	"	荏、父原	"	"	"
"	二十六日	"	杉谷、貝田、宮市	"	"	"
"	二十七日	"	御机、美用、小原	"	"	"
"	二十八日	"	池の内、尾の上原、日の詰、武庫	"	"	"
"	二十九日	"	荒神原、中菅、黒坂	"	"	"
"	三十日	"	本郷、下横、安原	"	"	"
"	三十一日	"	江尾、下蚊屋、美用、宮市	"	"	"
"	四月	"	濁谷、高尾、貝原、舟場	"	"	"
"	"	"	福岡、下代、二部、畑池	"	"	"

"	十日	"	大栄町 比山	"	"	"
"	十一日	"	東伯町 平和、美好、下大江	"	"	"
"	十二日	"	赤崎町 上中村、太一垣、出上、佐崎	"	"	"
"	十三日	"	倉吉市 福光、国府、不入岡	"	"	"
"	十四日	"	伯仙町 浅山	"	"	"
"	十五日	"	県、大高	"	"	"
"	十六日	"	西伯町 天津、大園	"	"	"
"	十七日	"	伯仙町 大高	"	"	"
"	十八日	"	岸本町 八郷	"	"	"
"	十九日	"	米子市 夜見、富益	"	"	"
"	二十日	"	岸本町 大幡	"	"	"
"	二十一日	"	会見町 賀野	"	"	"
"	二十二日	"	西伯町 法勝寺	"	"	"
"	二十三日	"	岸本町 幡郷	"	"	"
"	二十四日	"	米子市 成実、和田	"	"	"
"	二十五日	"	尚徳、崎津	"	"	"
"	二十六日	"	境港市 渡、外江	"	"	"
"	二十七日	"	中浜	"	"	"
"	二十八日	"	米子市 車尾、福生	"	"	"
"	二十九日	"	鳥取市 東郷、大和、松保	"	"	"
"	三十日	"	千代水、湖山、倉田	"	"	"
"	三十一日	"	鳥取、吉岡、大郷	"	"	"
"	四月	"	豊美、中ノ郷	"	"	"
"	"	"	岩美町 本庄	"	"	"

二十五日	江府町	金屋谷、大坂、富江、大平原
二十六日	江府町	伊野、下安井
心室白濁検査		
実施期日	実施区域	実施場所
三月十日	伯仙町	各種鶏場巡回
十一日	"	"
十二日	"	"
十三日	"	"
十四日	"	"
ニューカウツスル病予防注射		
実施期日	実施区域	実施場所
三月十四日	日智頭	町各種鶏場巡回
十五日	若桜町	"
十六日	船岡町	"
十七日	郡家町	"
十八日	智頭町	"
十九日	河原町	"
二十日	八東町	"
二十一日	河原町	"
二十二日	河原町	"

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
当日の翌日)

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
当日の翌日)

◇告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法により国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの

肥料の登録

肥料の登録の有効期間の更新
飼料の分析検査の概要

道路の位置の指定
選考管理委員会の招集

鳥取県林業改良指導員資格試験の合格者

昭和四十一年二月二十五日付け鳥取県訓令第二号中訂正

告 示

鳥取県告示第九十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに固

二十三日 神戸上、野田

鳥取県告示第九十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年二月二十三日から用途廃止した。

昭和三十九年三月四日	鳥取県知事 石 破 二 朗
場	所 地目 面積 用途
米子市河崎字中通彦石門分二五六四番一	農道敷 九、八八坪 農道敷

国民健康保険法及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年三月八日 鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
岩井医院	鳥取市朝月字下島一三ノ三	昭和四十年十二月二十五日
伊藤内科医院	米子市上福原一、五〇九	"

鳥取県告示第九十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年三月八日 鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
医療法人十字会 野島病院	倉吉市瀬崎町二、七二四ノ一	昭和四十年十二月二十八日

鳥取県告示第百号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬